

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

内田 安紀

【所属】(助成決定時)

筑波大学大学院 人文社会科学研究科 哲学・思想専攻

【研究題目】

現代イギリスの自然葬法に関する宗教学的的研究

【研究の目的】(400字程度)

1990年代以降、欧米諸国を中心に墓石を建てず、遺体をエンバーミングしないなど、環境に配慮した方法で埋葬する「自然葬法」のあり方が広まっている。日本でも1991年からの散骨運動を始め、1999年の樹木葬の登場など、上記の欧米諸国と同様に自然と葬送を結びつける葬法が普及している。欧米諸国における自然葬法の登場に関しては、ダグラス・J・デイビス(2005=2007)が言及するように、キリスト教などの伝統宗教が葬送に与える影響力が衰退し、代わりにエコロジー的観念が人々のライフスタイルや死生観に影響を与え、このような葬送の登場が可能となっているとの見方も存在する。しかし、この議論はキリスト教圏である西欧諸国を想定しているもので、日本の事例に単純に当てはめることはできない。そこで本研究では、西欧諸国において自然葬法発生の先駆けとなった現代イギリスを対象に、当該社会に固有の社会情勢や歴史的枠組みを捉えた上で、なぜイギリスにおいて自然葬法が可能となったのかを、当事者たちの置かれた文脈から具体的に明らかにすることを目的とした。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究は以下二つの目標を持つ。①イギリスの葬送の近代化の過程を明らかにし、その文脈に自然葬法の発生を位置付けることで、その特徴を浮き彫りにすること。②現代イギリスに定着した自然葬法が、実際の人々にどのように受け止められ、実践されているのかをフィールド調査によって明らかにすること。

①については、主に文献調査と国内外でのイギリス自然葬法の研究者との意見交換によって行った。特に、日本国内で唯一、イギリスの自然葬法について本格的な調査を行った、立命館大学准教授の武田史朗氏(ランドスケープ)と、イギリス自然葬法研究の第一人者であるシェフィールド大学のA・クレイデン氏(ランドスケープ)、パース大学のH・ランブル氏(人類学)、またイギリスで自然葬地事業者協会を運営する慈善団体ナチュラル・デス・センターのR・イマンクック氏との意見交換からは、自然葬地に関する活きた情報を入手することができた。彼らとのディスカッションや文献調査からは、18世紀から19世紀にかけて進行した葬送の近代化(医師や葬儀社、聖職者、公営墓地の墓地マネージャー等の専門家たちによる葬送の死の囲い込み)が、20世紀後半より徐々に問題視されるようになり、遺族や死にゆく人自身の選択の権利が見直されるようになったことが明らかになった。その頃には、遺族が葬儀社に頼らず自分たちで葬儀を準備するDIY葬送が遺族のグリーフ・ケアの一環として登場し、自然葬地はそのような私的な葬送が行える場所として積極的に受容されていった。特にイギリスでは日本と異なり、墓地の事業者としての主体が法的に制限されておらず、これまでの葬送に不満を抱えていた土地所有者などが民間の自然葬地を運営することを可能にした。

②については、イギリス初の自然葬地を開設したカーライル市営墓地を対象に、墓地のマネージャーへの聞き取りや墓地を訪れる人々へのインタビュー、そして民営のいくつかの自然葬地への訪問を通じて行った。公営墓地での自然葬地の開設は、墓地を生態系保護地として活用するというエコロジー的観点からも行われたが、公営墓地ではこれまでの伝統的墓地や火葬場も運営しているため、自然葬地自体の推進というよりは、

利用者の選択肢の確保という点から受容が進められた。一方で民営の自然葬地は、農家や地主、葬儀社、慈善団体など様々な主体が存在するのが特徴であり、その開設の動機は、単なる自然景観の保護だけではなく、新たな収入源や別の活動を行うための経済基盤となっていることも明らかになった。

【結論・考察】（４００字程度）

イギリスの葬送が辿ってきた歴史を紐解けば、自然葬の発生と普及には、近代化の過程で専門家によって取り仕切られるようになった葬送を自分たちの手に取り戻そうとする運動の影響が強く見られる。そのため、従来葬儀社と共に葬儀を独占してきたとみなされる伝統宗教の要素は、自然葬地においては非常に影が薄くなっている。それでは、デイヴィスが指摘するように、伝統宗教の代わりにエコロジ的な世界観が自然葬地においては共有されているかと言えば、必ずしもそれだけではない。イギリスにおいて自然葬地が急速に広まった要因の一つとして、埋葬に関する法律の未整備が挙げられるし、そもそも経済的な成功が見込まれなければ自然葬地の開設には至らない。それよりも重要なのは、遺族や死にゆく人本人が、自然葬法も含めた選択の自由の権利を保障されているということであり、それは自然葬地の発生を後から追認した政府の公的見解からも読み取ることができるのである。